

仙北市アスリート合宿誘致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ活動に係る合宿誘致を促進し、スポーツを通じた交流人口の拡大及び地域の活性化やスポーツ人口のすそ野拡大に資するため、市内の宿泊施設を利用したアスリート合宿を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、仙北市補助金等交付規則（平成17年仙北市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アスリート合宿 市内のスポーツ施設、宿泊施設を利用して実施する市外からの合宿（以下「合宿」という。）
- (2) スポーツ団体 社会人で構成する運動部、運動団体
- (3) トップスポーツ団体 全日本強化指定選手が所属する運動部、運動団体
- (4) スポーツ施設 市内のスポーツ施設及び学校体育施設
- (5) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業、簡易宿泊営業に係る施設（ただし、キャンプ場、バンガロー等は除く。）及び田沢湖スポーツセンターをいう。
- (6) 参加者 選手及び指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等をいい、付添人等を除く。）
- (7) 延べ宿泊者数 宿泊者数に宿泊日数を乗じた数

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、宿泊を実施する市外のスポーツ団体並びにトップスポーツ団体とする。

(交付の要件)

第4条 補助金の対象となる合宿は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内のスポーツ施設を利用し、かつ市内の宿泊施設に宿泊して実施すること。
- (2) 宿泊者数が2人以上であること。
- (3) 当該年度の3月31日までに終了する合宿であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の対象としない。

- (1) 主に営利を目的としている場合
- (2) 宗教的又は政治的活動を目的とした場合
- (3) 市から他の補助金等の交付を受けて実施する場合
- (4) その他市長が不相当と認める場合

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	合宿に要する経費のうち宿泊料及び施設使用料等	
補助金額	スポーツ団体	2,000円×延べ宿泊者数
	トップスポーツ団体	
補助限度額	スポーツ団体	1団体1回あたり15万円
	トップスポーツ団体	1団体1回あたり20万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、指定する期日まで、規則第3条の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

- (1) 合宿計画書（様式第1号）
- (2) 合宿参加者名簿（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）

(補助金の変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、申請に係る事項を変更しようとするときは、規則第10条補助事業等変更申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更合宿計画書（様式第1号）
- (2) 変更合宿参加者名簿（様式第2号）
- (3) 変更収支予算書（様式第3号）

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、合宿が終了したときは、規則第13条の補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿実績書（様式第1号）
- (2) 合宿参加者名簿（様式第2号）

(3) 宿泊証明書 (様式第4号)

(4) 収支決算書 (様式第5号)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。